

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用基準

1. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

建設業法第 26 条に定める工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、請負代金の額が 3 千 5 百万円（建築一式工事である場合にあっては、7 千万円）以上の一定の工事については、工事現場ごとの専任の者でなければならないとされているところであり、その運用については「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）に規定されているが、小都市における専任を要しない期間については、以下の通りとする。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で次に掲げる期間が仕様書若しくは打合せ記録簿等の書面により明確となっている場合に限るものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届の提出後の期間

2. 専任を要する主任技術者の兼務要件の拡大について

建設業法施行令第 27 条第 2 項において、請負代金の額が 3 千 5 百万円以上の工事のうち、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事の管理をすることができることとされているところであるが、当面の間、以下の要件を満たす場合においても、建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当するとして取り扱うものとする。

なお、この取り扱いについては、監理技術者には適用されない。

(1) 密接な関係

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事。※1

(2) 近接の範囲

工事現場の相互の間隔が 5 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(3) 兼務できる工事件数

2 箇所まで。

(4) 対象となる工事

小都市が発注する工事。なお、福岡県が発注する工事との兼務については、当該県が認めるものであること。

(5) 手続き

落札後に所定の様式「専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書」（様式 1）により申請し、発注者の承諾を得ること。

なお、承諾が得られず主任技術者（現場代理人）が配置できず、契約締結が不可能となった場合、当該工事の落札は取り消すものとする。ただし、この場合原則としてペナルティーは科さないが、明らかに兼務箇所数や工事現場相互間の距離（5 km 程度）等の申請内容が兼務の要件と異なる場合は、指名停止の対象とする。

3. 現場代理人の常駐を要しない期間について

以下のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととができる。（平成22年9月6日付け国地契第20号）

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

4. 現場代理人の常駐義務の緩和について

（1）他の工事と兼務を認める措置

①近接工事の場合

近接工事として、発注時に特記仕様書に示し、諸経費の調整が行われる場合。

②小規模工事の場合

小都市発注工事で、当初請負金額が6百万円未満の工事と、他の小都市発注工事で当初請負金額が6百万円未満の工事の場合。（合計2箇所まで）

契約変更等により、上記金額を上回る場合も引き続き現場代理人の兼務を認める。

③小規模工事以外の場合

当面の間、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合。（合計2箇所まで）

（2）「③小規模工事以外の場合」に兼務できる対象となる工事、手続きについては、「2. 専任をする主任技術者の兼務要件の拡大について」と同様とする。

5. 虚偽の申請または問題が生じた場合の措置について

虚偽の申請があった場合、工事成績評定に反映させるとともに、契約解除や指名停止等の措置を行うものとする。

また、緩和を認めた工事において施工管理の不徹底に起因する事故の発生、住民対応等のトラブルが生じるなど、現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな主任技術者（現場代理人）の配置を求める場合がある。

6. 適用時期について

平成25年12月1日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する。

【注意】

※1. 「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事」とは、同一経路にある市発注の市道拡幅工事と県発注の舗装工事などを言い、「施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、工事用道路の共有や工事の発生土を盛土材に流用する場合など、相互に工程調整を要する工事を言う。